

○財務省告示第百三十一号
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年三月二十一日に發行した割引短期国債の發行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年四月六日

三十一年六月六日 財務大臣 安住淳
関する省令（昭和五十七年大蔵第五条第十ー項の規定に基づき、二十ー日に発行した割引短期国債のとおり告示する。）

二
三
四
發行方法の根拠法律及びその条項の発行の大震災からの復興のための施策を実施するためには、必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)第六十九条第一項及び特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一項に社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入

七
払
込
金
額

行 争 非 者 特 国
入 価 ・ 別 債
札 格 第 参 市
發 競 I 加 場

口

六
イ
發
入 価 行 争 非 者 特 国
札 格 行 入 価 ・ 別 債
發 競 札 格 第 参 市
行 争 額 發 競 I 加 場

イ

口

五
方 募
入 価 法 入
札 格 決 定
發 競 行 争 の

イ

円 てき 第 財 の 東 額 引 一 会 千 に に 措 必 の う 億 額
、 発 六 源 施 日 で 短 項 計 四 つ 基 置 要 た ち 七 面
額 行 十 の 策 本 九 期 の に 百 い づ 法 な め 、 千 金
面 し 九 確 を 大 百 国 規 関 九 てき 第 財 の 東 万 額
金 た 条 保 実 震 六 債 定 す 十 は 発 六 源 施 日 円 で
額 割 第 に 施 災 十 に に る 五 、 行 十 の 策 本 二
で 引 一 関 す か 二 つ 基 法 億 額 し 九 確 を 大 兆
千 短 項 す る ら 億 い づ 律 二 面 た 条 保 実 震 三
五 期 の る た の 五 てき 第 千 金 割 第 に 施 災 千
百 国 規 特 め 復 千 は 発 四 万 額 引 一 関 す か 四
四 債 定 別 に 興 万 、 行 十 円 で 短 項 す る ら 百
十 に に 措 必 の 円 額 し 六 、 二 期 の る た の 五
一 つ 基 置 要 た 面 た 条 特 兆 国 規 特 め 復 十
億 い づ 法 な め 金 割 第 別 二 債 定 別 に 興 七

込 募 各 当 も 各
み 限 国 て の 申
の 度 債 る か 返
応 額 市 。 ら み
募 の 場 そ の
額 範 特 の う
を 圏 別 応 ち
割 内 参 募 応
り に 加 額 募
当 お 者 を 価
て い ご 順 格
る て と 次 の
。 各 の 割 高
申 応 り い

| 十 五 | 十 四 | 十 三 | 十 二 | 口 | イ | 十 九 | 八 | 口 | イ | |
|---------------|---|---|---|---|---|--------|--|---|---|--|
| | | | | | 發 | 振額最 | | | | |
| 入場元償 | 償行争非者特國 | 入価発 | | | | 替 | 低行争非者特國入価 | | | |
| 札所金還 | 還入価・別債 | 札格行行 | | | | 額 | 入価・別債札格 | | | |
| 参支金 | 期札格第參市 | 發競価 | | | | 面 | 札格第參市發競 | | | |
| 加払額 | 限發競I加場 | 行爭格日 | | | | 位 | 金發競I加場行爭 | | | |
| 財務大臣から通知を受けた者 | 日額償當た平 本面還ただ成 大銀金るし二 行額をと、十 百支き償五 円払は還年 にう、期三 つ。そが月 きの銀二 百翌行十 円當休一 業業日 日日 にに | 十額募十額 九面価九面 錢金格錢金 七額六額 厘百厘百 円以上円 につのつ きそき 九れ九 十ぞ十 九れ九 円の円 八応八 | 平す額の振 成るの記替 。整載法 十數又の 倍は規 年の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿 | | | 千萬円 | 七千七二 千五十兆 円百八三 三万千 十九四 九千百 億二三 四百十 千円三 百億 二五 千九 七九 万百 | | | |

十六

払 者
込 期 日

平 成 二 十 四 年 三 月 二 十 一 日